

顧問先各位

〈ご一読推薦者〉

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

《緊急》

新型コロナウイルス対策休業助成金の制定について(山梨県・決定版)

山梨県では、新型コロナウイルスの県内未発生期または県内発生早期において、感染拡大の防止を図るための緊急的措置として、感染者及び濃厚接触者が休業を余儀なくされた際に、一定の助成を行う助成金制度を制定しました。

◆助成対象者◆

以下の4項目の**すべてに該当する方が対象**となります。

- ①山梨県内に住所を有する者
- ②労働基準法の適用を受ける労働者、または事業活動を行う個人事業主
- ③感染者または濃厚接触者
- ④休業期間中、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、その他給与または事業所得の補填にあたる公的な給付金等が支給されない者

◆助成内容◆

- ・交付する助成金の額は、休業した日、一人につき**一日 4,000円**です。
- ・感染者は、感染が確認された以降の入院から退院までの期間とし、連続した14日間を限度とします。
- ・濃厚接触者は、保健所から外出自粛の要請を受けた日から保健所において示された期間とし、連続した14日間を限度とします。(ただし、休日等は対象となりません)

詳しい内容は山梨県からの通知書類を3枚添付させていただきます。

新型コロナウイルス対策の助成金の制定について(厚生労働省・検討中)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により影響を受ける労働者を支援するため、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設ける予定です。

また、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の拡大を行う予定です。これに関しては、まだ検討段階ですので、決定次第ご連絡させていただきます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。

労 雇 第 2083 号
令和2年 2月28日

各位

山梨県産業労働部労政雇用課長
(公 印 省 略)

感染拡大防止のための新型コロナウイルス対策休業助成金の制定について（通知）

本県労働行政の推進につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、新型コロナウイルスの県内未発定期又は県内発生早期において、感染拡大の防止を図るための緊急的措置として、感染者及び濃厚接触者が休業を余儀なくされた際に、一定額の助成を行う助成金制度を別紙のとおり制定したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、御了知いただくとともに、周知につきまして特段の御配慮をお願い致します。

山梨県産業労働部
労政雇用課 労政担当
TEL 055-223-1561
FAX 055-223-1564

感染拡大防止のための新型コロナウイルス 対策休業助成金について

この制度は、新型コロナウイルスが県内で発生した際、感染拡大を防止する緊急的な措置として、感染や濃厚接触により、外出自粛の要請を受け、休業をすることになった方に、一定額の助成を行うものです。

◆助成対象者◆

以下の4項目の全てに該当する方が対象となります。

(1) 山梨県内に住所を有する者

(2) 労働基準法の適用を受ける労働者、又は事業活動を行う個人事業主

☞事業所から賃金をもらって働いている方や自営業者を言います。アルバイトやパートの方も対象となります。

(3) 感染者又は濃厚接触者

☞保健所から入院勧告または、外出自粛の要請を受けた方が対象となります。

(4) 休業期間中、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補填にあたる公的な給付金等が支給されない者

☞休んだことに対する公的な補償を受け取っていない方、有給休暇ではない休業の方となります。

◆助成内容◆

◇交付する助成金の額は、休業した日、一人につき一日 4,000円です。

◇感染者は、感染が確認された以降の入院から退院までの期間とし、連続した14日間を限度とします。(ただし、休日等は対象となりません)

◇濃厚接触者は、保健所から外出自粛の要請を受けた日から保健所において示された期間とし、連続した14日間を限度とします。(ただし、休日等は対象となりません)

◆請求の方法◆

◇助成金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、令和2年3月31日(火)までに産業労働部労政雇用課長あて親展で提出してください。

◆問い合わせ先◆

◇詳しい内容は、労政雇用課労政担当(TEL: 055-223-1561)までお問い合わせください。

◇申請様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/novel.coronavirus_joseikin.html

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県産業労働部労政雇用課 労政担当

TEL: 055-223-1561 FAX: 055-223-1564

E-mail: rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

◆◆◆ 受給の流れ ◆◆◆

感染者は感染が確認された日、濃厚接触者は保健所から自宅待機の要請を受けた日から申請できます。
なお、申請の期限は、令和2年3月31日（火）までです。

◎通常の手続きの場合
(休業が終わった後に申請の場合)

①◆申請◆

交付申請書（様式第1号）

添付書類

- ・労働者は直近の給与明細書の写及び健康保険証の写
- ・個人事業主は確定申告書写
- ・誓約書

②◆報告◆

実績報告書（様式第3号）

添付書類

- ・就労証明書もしくは就労申告書
- ・口座振替依頼書

※①、②は同時に提出できます。

支払い

★実績報告書は必ず提出していただくものです。
県が指定する日までに忘れずに提出してください。

◎先に概算払（おおよその見積もり額で支払い）を受け、後で精算する場合

①◆申請◆

交付申請書（様式第1号）

添付書類

- ・労働者は直近の給与明細書の写及び健康保険証の写
- ・個人事業主は確定申告書写
- ・誓約書

②◆概算払◆

概算払請求書（様式第4号）

※①、②は同時提出できます。

②の見積額でお支払いします。

③◆報告◆

実績報告書（様式第3号）

添付書類

- ・就労証明書もしくは就労申告書

精算

◆手続き等、詳細は、労政雇用課労政担当へお問い合わせください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1
山梨県産業労働部労政雇用課 労政担当
TEL: 055-223-1561
FAX: 055-223-1564
E-mail: rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp